

令和 8 年度

起業・創業支援事業補助金

事業概要

計画的な起業・創業又は事業承継を実施する方に対して、補助金を交付します。比較的小規模な創業に適した支援制度です。

【R8 拡充】「事業承継」を補助対象に拡充しました。（これに伴い「第二創業」に関する支援は終了しました。）

募集期間

随時（ただし、予算が無くなり次第終了となります）

対象者となる条件

【起業・創業】

- ・市内に居住し（移住する場合を含みます。）、市内で起業・創業する方
- ・商工会等が主催する創業塾、あるいは経営指導等を受講し、終了していること
- ・市税の滞納がないこと

【事業承継】

- ・市内に主たる事業所（本社、本店等）を有している法人又は市内に居住（移住する場合を含みます。）する個人。
- ・市内に主たる事業所を有する事業の承継であること。
- ・事業承継にあたって従業員の雇用が継続される見込みであること。

※従業員承継、第三者承継（M&A を含む）を対象とし、親族承継（三親等以内）は対象外となります。

補助金の対象となる取り組み

次のすべてに該当する創業が対象となります。

1. 起業又は事業承継する事業が農業、易断所、病院などの業種に該当しないこと（詳しくはお問い合わせください）
2. 市内に主たる事業所をおくこと
3. 中小企業基本法に定める中小企業者に該当する会社または個人として事業を開始すること。ただし産業の活性化に資するものとして認められる場合は他形態の法人等でも可とします。

補助対象となる費用と補助額

創業にかかる経費のうち、以下のものが補助対象費用となります。

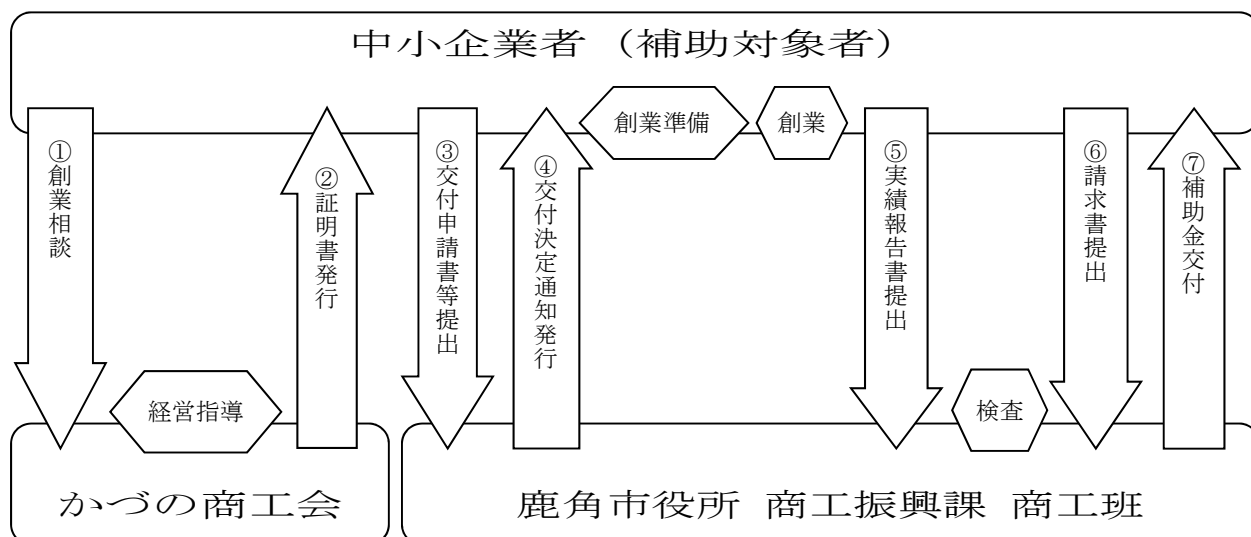
補助割合は、補助対象費用の 2 分の 1 以内、補助上限額は 50 万円（鹿角市に移住して 3 年未満の方は 10 万円（起業・創業又は事業承継）、鹿角市商店街空き店舗バンクに登録されている物件を活用した場合は 20 万円（起業・創業のみ）を補助上限額にプラス）です。

補助対象費用	内訳
事業拠点費①	電気設備、店舗等の内装工事・看板等構築物費、その他事業所の設置に要する経費(土地・建物の取得及び造成に係るものや換価可能なものを除く。)
商品化促進費①	事業開始時における原材料費、試作品製作に要する経費
宣伝広告費①	事業開始時における新聞広告、チラシ製作・配布、その他宣伝広告に必要とする経費
法人登記費①	法人設立時の登記に要する経費
株式所得費②	事業を承継しようとする相手方の株式の取得費
事業譲渡費②	事業譲渡契約書に記載された譲渡費用(土地・建物の取得費用を除く)

①起業・創業 ②事業承継

交付までの流れ

市からの交付決定が出るまで、事業着手(契約や発注等、費用の発生につながる具体的な取り組み)はできませんのでご注意ください。



提出書類(上図の番号と連動)

- ③ 交付申請書、事業計画書、事業計画概要書、事業計画内容説明書、収支予算書、指導証明書、見積書、市税の滞納がない証明書
- ⑤ 実績報告書、起業・創業又は事業承継報告書、収支決算書、領収書
- ⑥ 請求書

その他

予算の関係上、全てのご要望にお応えすることが出来ない場合がありますのでご注意ください。

日程に余裕を持って準備を進め、事業計画や予算などの詳細について、お早めにご連絡くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ・申請書類提出先

〒018-5292

鹿角市花輪字荒田4-1

鹿角市役所 産業部商工振興課 商工班

TEL: 0186-30-0250

FAX: 0186-30-1515

URL: <http://www.city.kazuno.akita.jp>

各種様式は市HPからダウンロードできます。